

不当利得に対する返還金の債権放棄について

1 趣 旨

東京都台東区私債権等の管理に関する条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、台東区の保有する債権を放棄したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

2 経 緯

区は、夜勤看護師の人員配置基準を満たさなかった医療機関（以下「債務者」という。）に対し、平成28年6月から令和2年1月までの期間における診療報酬の返還を求めた。

返還請求に応じない債務者に対し、区は、令和5年12月に東京地方裁判所へ提訴し、令和6年6月、債務者に対し東京地方裁判所から診療報酬相当額等の支払が命ぜられた。

一方、債務者は、令和6年5月に破産手続を開始し、令和8年2月、さいたま地方裁判所から債務者に対する破産手続終結及び免責許可決定がされた。

以上のことから、条例第14条第1項第2号に該当するため、債権を放棄することとした。

3 債権の内容

- (1) 債 権 名 診療報酬の不当利得に対する返還金及び遅延損害金
- (2) 債 権 放 棄 額 6,613,724円
- 《詳細》債権金額 7,819,706円
- 配当金額 1,205,982円
- 未収金額 6,613,724円
- (3) 債 務 者 名 個人（元病院開設者及び管理者）
- (4) 債権放棄の事由 条例第14条第1項第2号
- (5) 債 権 放 棄 日 令和8年3月31日